平成30年3月19日 条例第10号

(設置)

第1条 村上市における空き家等対策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした村 上市空き家等対策計画(以下「空き家等対策計画」という。)について審議するため、 村上市空き家等対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、空き家等対策計画の策定に関し必要な事項を調査 又は審議する。

(組織)

- 第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 地域住民
 - (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から空き家等対策計画の策定の日までとする。 (委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の中から互選する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。 ただし、初回の会議については、市長が招集する。
- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年村上市条例第46号)に定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に 定める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。